

地域支援だより

群馬県立前橋高等特別支援学校 支援推進部

No. 1 令和6年4月発行



春爛漫な季節となりました。昨年度も特別支援学校センター的機能における相談業務においては、先生方みなさまにご協力をいただき、大変お世話様になりました。

先生方とともに指導支援の継続をすることにより、該当生徒の成長に出会うことができ喜びを感じる今日です。アドバイザー自身も学ぶ日々であることを実感しています。各学校の先生方が特別支援教育的

配慮を考え、根気よく実践を継続してくださっているお陰で子どもたちの成長に繋がっています。心より感謝申し上げます。新年度も、北部地域より業務がスタートしております。花曇りの中、道中ほのかな桃色に咲く山桜を愛でることを楽しみ、降車をすれば清らかなに歌う鶯に歓迎される春を満喫するアドバイザーでもあります！そのような場面で改めて気付くことは、私たちは五感を活用して生活をしているということです。山桜を視覚から、鶯の歌声を聴覚から、暖かな空気を触覚から感じ取り、心地よい感覚を覚え、気持ちを切り替え生きていることを改めて感じています。

特別支援教育的配慮の一つとして、多感覚を取り入れた授業作りがあります。多感覚を取り入れることにより、体感しながら物事を理解できる状況を作りやすくなります。何より、感覚は「脳の栄養」と言われています。視覚や聴覚のみならず、嗅覚や触覚、味覚等も取り入れながら、授業作りを楽しまれてください！春は自然の香りも楽しめる季節ですね。感覚は奥深いもの・・・後日、その他の感覚についても触れていきたいと思えます。新年度も、どうぞよろしくお願いたします。

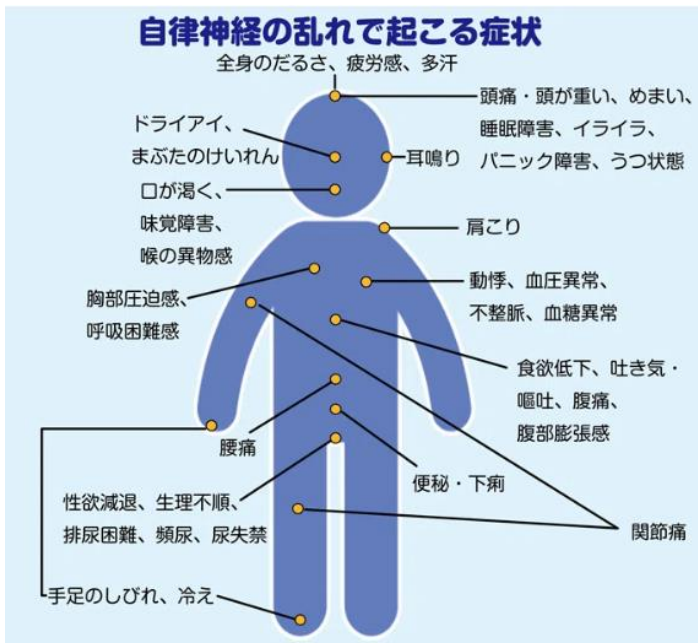
新しい学校、クラス替えによる環境の変化により、子どもたちの心境も変化するとともにとても緊張をする時期です。また、冬が終わり春となり、春和という言葉とは裏腹に、気温差も激しく花冷えや春雨等の気

候的にも不安定な季節となります。そのような環境要因からも、自律神経が乱れやすい季節であることを支援者側は意識することが大切です。春休み明けの生活リズムの崩れも、自律神経の乱れに繋がる要因でもあります。健常といわれる子どもたちも、自律神経の乱れにより発達特性的傾向が見られやすくなるともいわれています。侮れない自律神経なのです！

生徒の顔色、動きの様子（気力のなさそうな動き等）、呼吸の様子（過呼吸がある、口呼吸をしている、呼吸の浅さ等）、頭痛や腹痛等の身体症状を頻繁に訴える等の様子が見られる場合には、基本的な生活習慣を整えることを大切にします。相談業務中にも繰り返しお伝えしていることですが、「十分な睡眠・バランスの良い食事・しっかりと運動」の3つを大切に生活して心がけることが心身健康な生活ができる基本です。深呼吸をする習慣も身につけられると、心理面の安定に活用できる対処方法にもなります。

緊張をしている子どもたちは、自ら辛いことを話し出すことが難しい状況が多々あります。「辛いことがあったらいつでも話してね。」と生徒に伝えても、一向に該当生徒がやってこない経験をされ

**新学期だからこそ生徒観察や
チャンス相談の対話を大切に！**



たことのある先生方もいるのではないのでしょうか。私自身もそのような経験をしている一人でもあります。

支援者側が歩み寄り対話をする時間を持つことを重ねていくことにより、子どもたちは自然と自分のことを伝えられるようになっていきます。人に話すことができる自分作りになるだけでなく、自分の心の調整をするスキルを対話を通し身につけていくことができます。

他者と対話をし顎を使い話すという行動が実は、顎の筋肉を伸縮することにより、頭部への血流がよくなり、アンバランスな自律神経を整える手法にもなると言われています。

「対話」には「お互いの立場や意見の違いを理解し、そのズレをすりあわせることを目的に行うもの」という定義があります。発達特性のある子どもたちは、理解のズレが生じてしまいます。理解のズレにより、友達とのトラブルに繋がってしまうことがあります。その理解のズレは、意図的に起きていることではありません。生まれつきの脳神経の発達の特長があるために生じてしまう状況です。

互いの理解や認識のズレを修正するためにも、対話をする時間を設け、時系列で事象を振り返ることがとても大事になります。その際のポイントは、①文字化等可視化をしながら丁寧に対話をする、②対話の中で主語や目的語なども明確化する、③上からの指導ではなく、生徒がどのようにしたらよいのかを考え言語化できる対話をすることです。子どもたちの思考を深め、生きる術を身につけることにも繋がります。

対話を重ねることにより、支援者側も対話力を磨ける機会となります。そして互いにわかり合える関係性を築くことに繋がります。「話して良かった」という喜びを体験できた子どもたちは、将来、困難な状況に出会っても、誰かに相談をしながら前進できる人に成長していけるとのことです。そのような子どもたちの力を高めることを目指し、関わっていける私たち支援者でありたいものです。



ご存じでしたか？

令和3年に障害者差別解消法が改正され、『事業所による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化』されました。改正障害者差別解消法は、令和6年4月1日、今年度より施行されています。

障害者差別解消法は、『共生社会を実現する』ことを目指しています。『合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業所等との間の「建設的な対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要』であることが記載されています。このような場面においても「対話」の重要性を感じます。

個別の指導計画・個別の教育支援計画作成においても参考になる資料と思われます。内閣府より作成されたリーフレットを活用され、詳細をチェックされてみてください。



リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」 - 内閣府 (cao.go.jp)

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

目次

- 表紙
- 共生社会の実現に向けて
- 合理的配慮の提供とは
- 「合理的配慮」には対話が重要です！
- 不当な差別的取扱いとは
- 努力義務 → 義務
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト
- 困ったときは